



毒物及び劇物指定令の改正について

7月1日に毒物及び劇物指定令の一部が改正されました。(平成28年7月1日政令第255号)

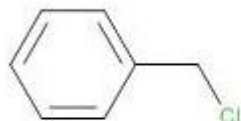
新たに2物質が毒物に指定され、6物質が劇物に指定された他、3物質について毒劇物から除外または一部除外となりました。

施行日は7月15日(一部7月1日)からです。

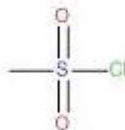
対象物質は以下の通りです。

1) 新たに毒物に指定されたもの

- (1) (クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 100-44-7)
- (2) メタンスルホニル=クロリド及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 124-63-0)



(1) (クロロメチル)ベンゼン及び
これを含有する製剤
CAS:100-44-7

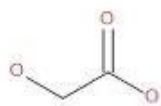


(2) メタンスルホニル=クロリド
及びこれを含有する製剤
CAS:124-63-0

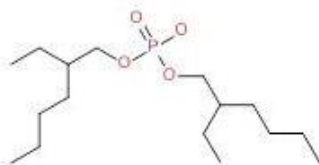
2) 新たに劇物に指定されたもの

- (1) グリコール酸及びこれを含有する製剤
(ただし、グリコール酸3.6%以下を含有するものを除く。)(CAS No. : 79-14-1)
- (2) ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤
(ただし、ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート2%以下を含有するものを除く。)
(CAS No. : 298-07-7)
- (3) ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 1118-46-3)
- (4) 2-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 89-72-5)

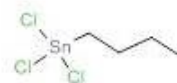
- (5) 無水酢酸及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 108-24-7)
 (6) 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 108-31-6)



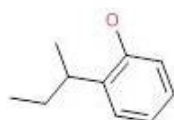
(1) グリコール酸
 及びこれを含有する製剤。
 グリコール酸3.6%以下を
 含有するものを除く
 CAS:79-14-1



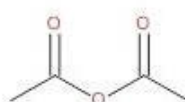
(2) ビス(2-エチルヘキシル)=水素=ホ
 スファート及びこれを含有する製剤。た
 だし、ビス(2-エチルヘキシル)=水素=ホ
 スファート2%以下を含有するものを除く
 CAS:298-07-7



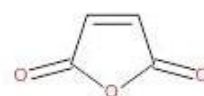
(3) ブチル(トリクロロ)スタナン
 及びこれを含有する製剤。
 CAS:1118-46-3



(4) 2-セカンダリーブチルフェノール
 及びこれを含有する製剤。
 CAS:89-72-5



(5) 無水酢酸及びこれを
 含有する製剤。
 CAS:108-24-7



(6) 無水マレイン酸及びこ
 れを含有する製剤。
 CAS:108-31-6

3) 裾切値が変更されたもの

(1) 毒物から劇物に指定

2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。

ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。

(2) 毒物劇物から除外 *7月1日施行

2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤。

ただし、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、

2-メルカプトエタノール 0.1%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 60-24-2)



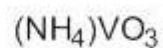
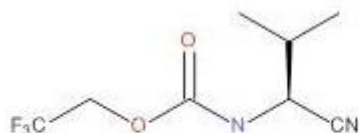
毒物:2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤
 新たに劇物:2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤
 *新たに毒物、劇物から除外: 2-メルカプトエタノール0.1%以下を
 含有するもの(ただし、容量20L以下に収められたものに限る)
 CAS:60-24-2

4) 劇物から除外されたもの *7月1日施行

(1) 2, 2, 2-トリフルオロエチル = [(1S) - 1-シアノ-2-メチル プロピル] カルバマート

及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 951242-61-8)

(2) メタバナジン酸アンモニウム 0.01%以下を含有する製剤 (CAS No. : 7803-55-6)



(1)* : 2,2,2-トリフルオロエチル=[(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル]カルバマート及びこれを含有する製剤

CAS:951242-61-8

(2) 劇物:メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

*新たに劇物除外:メタバナジン酸アンモニウムを0.01%以下を含有する製剤

CAS:7803-55-6